

6月に保険料をお知らせします

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、必要な介護保険サービスの総額から65歳以上の方の負担分（23%）を算出し、その方の世帯の所得や課税状況に応じて決められます。

《令和8年度の介護保険料》

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額		
1段階	町民税非課税世帯 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者の方 ・年金収入+合計所得金額が82万6,500円以下の方	基準額×0.285	16,400円		
		2段階	町民税非課税世帯 ・年金収入+合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.42	24,300円
				3段階	町民税非課税世帯 ・年金収入+合計所得金額が120万円を超える方
4段階	町民税非課税世帯 ・年金収入+合計所得金額が82万6,500円以下の方	基準額×0.87	50,200円		
5段階		町民税非課税世帯 ・年金収入+合計所得金額が82万6,500円を超える方	基準額	57,700円	
6段階	町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	69,300円		
7段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が210万円未満の方	基準額×1.3	75,100円	
8段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が320万円未満の方	基準額×1.5	86,600円	
9段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が420万円未満の方	基準額×1.7	98,200円	
10段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が520万円未満の方	基準額×1.9	109,700円	
11段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が620万円未満の方	基準額×2.1	121,300円	
12段階		町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が720万円未満の方	基準額×2.3	132,800円	
13段階	町民税課税世帯 本人課税 ・合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	138,600円		

◆ 介護保険料の納め方

受給している年金の額によって、保険料の納め方は異なり、納付書により納める方は期限までに納付をお願いします。

- ・年金が年額18万円未満の方 → 普通徴収（納付書や口座振替により納めます）
- ・年金が年額18万円以上の方 → 特別徴収
（年金からの天引きとなります。ただし、65歳になる方は、天引きが始まるまで普通徴収となります）

◆ 令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保証額が55万円から65万円に引き上げられますが、安定した事業運営のため、令和8年度介護保険料の算定に限り、税制改正前の控除額に調整して計算を行います。

そのため、町民税が非課税となった場合でも、介護保険料の所得段階では課税とみなす場合があります。

ただし、令和7年度、令和8年度どちらも町民税非課税の方については、令和7年度と同じ保険料段階まで引き下げる特例減免を適用します。

国民年金からのお知らせ 保険料を納めることが経済的に困難なとき…

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかしながら、所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な場合もあります。そのような場合は未納のままにせず、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の手続きを行ってください。保険料免除や納付猶予になった期間は、年金の受給資格期間（10年間）に算入されず。ただし、年金額を計算するときは、保険料全額免除は保険料を納めた時に比べて2分の1（平成21年3月までの免除期間は3分の1）になります。

問合せ先
☎帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
0155・25・8113
役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

保険料免除制度とは？

所得が少なく本人・配偶者・世帯主の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、ご本人から申請書を提出いただき、承認されると保険料の納付が免除になります。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

保険料納付猶予制度とは？

20歳から50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合には、ご本人から申請書を提出していただき、承認されると保険料の納付が猶予される制度です。

手続きするメリット

- 1 保険料を全額免除された期間（納付猶予を除く）は、年金を受け取る際に2分の1を受け取れます。
※一部免除が承認されると、減額された納付書が送付されますので一部納付分を必ず納付してください。
（一部納付分を納付しないと未納期間扱いとなります。）
- 2 保険料免除・納付猶予を受けた期間中に、ケガや病気で障害が残ったり死亡といった不慮の事態が発生した場合、障害年金や遺族年金を受け取ることができます。
（一部免除の場合、減額された保険料を納付しないと一部免除が無効となり、未納期間となりますので、必ず減額された保険料を納付してください。）

申請できる期間

各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。（令和8年度分は、令和8年7月から申請してください。）過去の期間は、申請月から2年1か月前まで申請できます。（年度毎の手続きが必要です。）

保険料免除・納付猶予の所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

- ① 全額免除 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円
- ② 4分の3免除 88万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ③ 半額免除 128万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除 168万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- ⑤ 納付猶予 (扶養親族等の数+1) × 35万円 + 32万円

保険料免除・納付猶予・学生納付特例を希望された方へ

<h4>結果通知</h4> <p>日本年金機構から承認・却下の通知が後日郵送されます。それまでの間、納付書や催告状が送付されるなど納付のご案内をさせていただきます場合があるのでご了承ください。</p>	<h4>申請が却下された場合</h4> <p>お手元の納付書で、保険料を納付してください。納付書を紛失した場合は、年金事務所でも再発行しますので、ご連絡ください。</p>	<h4>所得の申告は忘れずに！</h4> <p>保険料免除・納付猶予は、申請年度の前年所得を基準としていますので、毎年所得の申告は忘れずに行ってください。</p>
--	---	---